

3 教学第 1 4 2 7 号  
令和 3 年 8 月 2 4 日

福島市立各小・中・特別支援学校長 様

福島市教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

「まん延防止等重点措置」適用に伴う学校の行動基準レベル 3 の対応について (依頼)

8 月 2 3 日に開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、本市が「まん延防止等重点措置」に適用されました。

については、まん延防止等重点措置の適用期間中は「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における対応を「レベル 2」から「レベル 3」に引き上げられることから、下記及び別紙資料「まん延防止等重点措置適用に伴う、学校の行動基準レベル 3 の対応について」を参考に、各校において適切な感染症対策を行ったうえで学習活動を実施願います。

なお、本県及び本市の感染状況により、対応が変更になる場合には改めて通知します。

記

1 期 間 令和 3 年 8 月 2 6 日 (木) ～令和 3 年 9 月 1 2 日 (日)

2 「レベル 3」の対応の主な留意点

(1) 基本的な感染症対策

- ・ 児童生徒の同居家族に風邪症状がみられる場合や、同居家族が濃厚接触者に特定されたり、検査対象者として検体検査を受検する場合は、出席停止措置をとる。

(2) 学習活動及び教室環境

- ・ 「感染リスクの高い学習活動」は 9 月 1 2 日 (日) まで停止する。
- ・ 教室内は常時換気を行う。
- ・ 児童生徒の間隔を可能な限り 2 m (最低 1 m) 確保するように座席を配置する。十分な間隔が確保できない場合は以下の対応をする。

① 特別教室等の広いスペースに場所を変更して授業を行う。

② 1 学級を複数教室に二分し、主となる教室と別教室を WEB 会議システムでつないで授業を行う等。

③ 児童生徒の間隔、および別教室などの確保が難しい場合は、分散登校により、学級にいる人数を減らして授業を行う。(学校に登校するグループと登校しないグループに二分し、学級と家庭を WEB 会議システムでつないで授業を行う。)

→別紙「感染防止に努めた分散登校の例 (小学校) (中学校)」参照

(3) 部活動について

- ・ 個人や少人数での活動とし、平日は 1 時間程度の活動とする。
- ・ 週休日の活動も個人や少人数での活動とし、1 時間程度の活動とする。

(4) その他

- ・ 教育実習生の受け入れは停止する。
- ・ 学生による「学校ボランティア」「理科教育インターンシップ」の受け入れは停止する。

(事務担当 学校教育課指導係 柏谷 智也 電話 535-1111 内線 5337)